

令和8年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年5月7日(木) 13時30分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○出席職員

事務局長 二宮 万裕美
事務局 菊池 嘉隆、宮崎 こずえ

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第19号 非農地証明交付申請の承認について 1件

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第21号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転) 24件

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 26件

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について 14件

第4 協議・連絡事項

- ・令和7年度最適化活動の点検・評価結果等について
- ・令和7年度農業者年金加入実績について
- ・第6回農業委員会総会について

5 会議の概要

- 事務局長 ただいまから、令和8年第5回八幡浜市農業委員会総会を開会します。
- 本日の出席委員は、19名中18名で総会成立の定足数に達しています。欠席委員は「19番、柴田 紳一郎 委員」です。
- それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。
- 会 長 (招集挨拶)
- 議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 それでは議事録署名人に「2番、西川 一吉 委員」、「4番、樋田 都 委員」を指名します。
- 議 長 続きまして、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
- 番号11から13について、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号11から13について、一括して説明します。
- 番号11、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「48㎡」、外1筆、計「429㎡」、3条有償移転です。
- 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 申請事由としては、譲渡人は、農業継続が困難なため、農地を譲り渡したい。譲受人は、近隣農地を耕作しているため、譲り受けて耕作をしたいであります。
- 本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 続いて、番号12、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面

積「1,416 m²」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、農業継続が困難なため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、農業経営に励みたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて、番号13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「492 m²」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、農業継続が困難なため、農地を譲り渡したい。譲受人は、隣接地を耕作しているため、譲り受けて耕作をしたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

10番

それでは11番から13番までの説明をさせていただきます。

譲渡人はいずれも「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、事務局から説明のあったとおり、農業継続が困難なために一部の農地を譲り渡すことになりました。今後も農業は続けていくそうです。

まず11番ですが、譲受人、買い手は「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、〇〇〇〇の方になります。奥さんと息子さん夫婦、また年間を通じてアルバイトさんも雇われておりまして、大規模にみかん作りをされております。

今回、「〇〇〇〇」さんの方から畑を買ってくれないかという話がありまして、双方合意により売買の運びとなっております。売買後は全て改植をする予定だそうです。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

次に12番ですが、譲受人は「〇〇〇〇」さん、〇〇歳で「〇〇〇〇」さんの娘さんの旦那さんということで、義理の息子さんになります。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の方で両親と共に農業をされております。

この畑は無償で譲渡するそうです。こちらは何ら問題はありませんので、よろしくお願いします。

最後に 13 番ですが、譲受人は「〇〇〇〇」さんで、代表は「〇〇〇〇」さん〇〇歳の方になります。「〇〇〇〇」さんのところも従業員をたくさん雇われて大規模に経営をされております。

こちらの方も「〇〇〇〇」さんの方から畑を買って欲しくないかという話がありまして、「〇〇〇〇」さんの園がちょうど隣接園ということで、今回の話となっております。この畑も全て改植する予定になっているそうです。何ら問題はありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 14 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 14 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「344 m²」、外 1 筆、計「438 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢のため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 それでは番号 14 について説明します。

譲渡人「〇〇〇〇」さん〇〇歳、説明がありましたとおり、高齢で農地を譲り渡したいということで、ここ数年体調の方もちょっと良くないということをお伺いしております。面積を少しずつ減らしていきたいということです。

来月以降も農地のあっせんということで、「〇〇〇〇」さんの案件があるんですけれども、徐々に減らしていきたいということです。

譲受人「〇〇〇〇」さん、親戚関係にもあるというようなことですが、「〇〇〇〇」さんは息子さんも戻られた中で、経営の面積が非常に多いわけなんですけど、確認しましたところ、今年度より外国人の労働者を更に追加して経営を拡大していくということで伺っております。

農地に関しましては、〇〇〇〇と〇〇〇〇の境目の辺りの農地ということで、引き続き今あるみかんを継続して耕作していくというふうに伺っています。

何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 （意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なく承認）

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第19号「非農地証明交付申請の承認について」を上程します。

番号1について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第19号、番号1について説明いたします。

非農地証明とは、土地の登記簿上の地目が農地であるものの、現状が農地以外になっている土地のうち、一定の条件を満たしていることで非農地として証明を受けることができるというものです。

一定の条件とは、参考資料1 ページに記載のある①から⑤になりますが、今回の議案については「⑤その他、農地転用許可を要しない事案など、適法に転用が行われた農地」に該当すると思われます。

2 ページをお願いします。該当の土地は「〇〇〇〇」、地目は「畑」と

なっておりますが、現況は蔵の一部分になっていきます。

税務課固定資産税係で調べたところ、昭和35年の時点では隣接の土地に蔵が立っており。課税もされていた資料が残っておりました。その後、昭和63年に国土調査が完了しており、現在のようないびつな境界となってしまったようです。

4ページの配置図、5ページの写真のように境界が間違っていたのかと思われる状況です。そのため隣接地の「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」さんから、「〇〇〇〇」を分筆し、申請地である「〇〇〇〇」を非農地としたうえで、お隣の蔵部分を「〇〇〇〇」さんへ所有権移転し、きちんとした境界に戻していくものです。

調査の結果、はっきりはしませんが、昭和63年に完了した国土調査の成果が間違っていたのかと思われます。双方が気づかず終了したのか、今となっては不明です。代理人行政書士も国土調査係に相談しましたが、誤りの訂正には当たらない事案とのことで、地目が畑ということで農業委員会事務局に来られました。協議の結果、転用なども考えましたが、非農地に該当するのではないかということで、今回の申請に至りました。

農地への復旧が困難な状態になっておりますので、非農地として証明して特段支障がないかと思われます。

所有者が申請し、農業委員会がこれらに該当すると認めた場合には「非農地証明書」が発行できるというものです。

そして、その「非農地証明書」によって、法務局の台帳地目が変更できます。

農地転用許可書と同等の効力を持つものとなります。

以上、説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 資料のとおりでございます。

どう考えても「畑」ではない所が、農地となっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。
番号2について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第20号、番号2を説明いたします。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「畑」、面積「259 m²」、所有権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」の方です。
譲受人「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の方です。
転用目的は、アパート建築用地としてです。
転用理由は、譲渡人は高齢で財産を整理するために売却するものです。譲受人は、〇〇〇〇で〇〇〇〇を営んでおります。今回、申請地を購入して、アパートを建築するものです。
申請地は閑静な住宅街で高規格道路にも近く、多方面への通勤が可能な場所のため、優良な住宅を提供できると考え建築するものです。
続いて、参考資料の1ページ、2ページの位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇から369m、〇〇〇〇から722mの所に位置にしており、都市計画用途地域の「第1種住居地域」にあります。このことから申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため「第3種農地」となります。
この「第3種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。
参考資料3ページに地番図、4、5ページに写真、6ページに建築配置図を掲載していますのでご確認ください。
以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 それでは説明をいたします。

この土地は、〇〇〇〇の住宅街の中にポツンとあるイヨカン畑でありまして、周りの邪魔にならないようにイヨカンも切り詰めて、畑として

使われておりました。

そういうところで、ちょっと狭い道の交差点のところにありますが、建物も交差点ギリギリまで使って建てるんじゃなくて、ちょっと奥まったところに建てるようなので、近所の人たちの迷惑にならない建て方をしているなと思いました。

周りは全部住宅地なので、問題はないと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第21号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）を上程します。

番号16から18について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第21号について説明します。

番号16、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,193㎡」、外1筆、計「2,263㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号17、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「625㎡」、外3筆、計「1,465㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号18、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,475㎡」、外2筆、計「2,531㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず16番、譲渡人は「〇〇〇〇」さん、この方は認知が少し入っていて、奥さんが経営に携わって、それを「〇〇〇〇」さんが買うということで、何ら問題ないと思います。

17番は「〇〇〇〇」さん、ここ最近旦那さんが亡くなられて、実際には自分で作っていない状況で、「〇〇〇〇」さんを買ってもらうという話ができ、何ら問題ないと思います。

18番、売り手、買い手は同じ「〇〇〇〇」さんなんですけど、親戚になる方で、「〇〇〇〇」さんはお父さんが亡くなられて、財産を処分したいということで、「〇〇〇〇」君が買いますということで成立しました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号19から20について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号19から20について、一括して説明します。

番号19、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,888㎡」、外7筆、計「6,794.89㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号20、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,290㎡」、外1筆、計「1,324㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 まず 19 番から説明いたします。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、元々は〇〇〇〇で隣近所に生活しておりましたけれども、「〇〇〇〇」さんは途中で百姓を辞めて、ほとんどの畑を〇〇〇〇の人に作ってもらっているという状況でした。

そして、「〇〇〇〇」さんは、旧自宅の周りをもう少し農業をしたいということで、「〇〇〇〇」さんの家の近所「6 反 7 畝」を買うということになったみたいです。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、番号 20 なんですけれども、今ほどの「〇〇〇〇」さんは旧自宅の周りは買って、離れた所を「〇〇〇〇」さんに売ることによって、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の方でたくさん作っておられますけど、大変頑張っておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 21 から 25 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 21 から 25 について、一括して説明します。

番号 21、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,614 m²」、外 6 筆、計「10,811 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 22、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「481 m²」、外 8 筆、計「11,537 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」

〇)、売買価格「〇〇〇〇〇」。

番号 23、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,598 m²」、外2筆、計「1,971 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇〇」。

番号 24、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「482 m²」、外2筆、計「910 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇〇」。

番号 25、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「283 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇〇」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

8 番

それでは21番から説明させていただきます。

「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇〇」さんは、今年のみかん取りでモノレールからこけて足を骨折されて、そこは前にも骨折された足だったそうで、よく動かないということで、とにかく園地を整理しないとどうしようもないということで、今回、広い面積なので探してもなかなか相手がいなかったんですが、「〇〇〇〇〇」さんはIターンで来られて、大変熱心に作業されて、今現在面積をどんどん増やされておられます。アルバイトも入れられて、作業も順調に進んでおります。何ら問題はないと思います。

続いて22番ですが、「〇〇〇〇〇」さん。

この案件も大変面積が広いので、なかなか手を挙げる方もおられなかったんですが、「〇〇〇〇〇」さんが、それらをまとめて私がということでまとまった話で、何ら問題がないと思います。

23番、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳。

親戚関係で甥っ子にあたります。「〇〇〇〇〇」さんはお兄さんの山を定年退職後に手伝われており、その後お兄さんが弱って仕事ができなくなって、引き継いでいたという山でした。

しかしながらも年も年で、もうこれ以上はということで、甥っ子に売るということで話がまとまりました。何ら問題はありません

24番、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳はお勤めされている方で、農地はほぼほぼ小作に出されている状態です。

先ほども話が出ましたが「〇〇〇〇」さん〇〇歳は、大変熱心にみかん作りをされていることで、今回は私が買いますということでこの話がまとまっております。何ら問題はありません。よろしくお願いします。

25 番、「〇〇〇〇」さん、大変ご高齢で、旦那さんを亡くされ 1 人で農作業されておったのですが、もう徐々に農地を手放したいということで、隣接園地の「〇〇〇〇」さんが、私が買いますということで話がまとまりました。何ら問題はありません。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 26 から 30 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 26 から 30 について、一括して説明します。

番号 26、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「219 m²」、外 1 筆、計「280 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 27、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「388 m²」、外 1 筆、計「621 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 28、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「739 m²」、外 1 筆、計「936 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 29、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「859 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 30、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,943 ㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

9 番

26 番から 30 番まで説明させていただきます。

26 番ですが「〇〇〇〇」さん、先ほど議案第 18 号、番号 14 で説明があったと思いますが、〇〇歳と高齢で、みかん作りは引退して少しずつ山を処分していらっしゃる方です。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、この園地の隣接園があり、この園地は小作していた状態で、「〇〇〇〇」さんを買ってくれと言われて買うことになりました。問題ないと思います。

27 番ですが、買い手の「〇〇〇〇」は、〇〇〇〇をされている「〇〇〇〇」君の会社です。これも隣接園で小作していた園地なので「〇〇〇〇」さんのお願いで買うことになりました。

28 番ですが「〇〇〇〇」さん〇〇歳、この方も高齢で後継者もないため 園地の処分をしている方です。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、就農して 8 年目の後継者です。これも隣接園で、買ってくれと言われて買うことになりました。問題ないと思います。

29 番ですが先ほどと同様の「〇〇〇〇」さん。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇をやっています。この園地も「〇〇〇〇」君の畑の隣接園で、「〇〇〇〇」さんから買ってくれと言われて買うことになりました。問題ないと思います。

30 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳です。

この園地は隣接園では無いんですけど、農道と農道の間のすごく不便な場所で、1 年前から買い手を探していたのですがなかなか見つからず、そこに「〇〇〇〇」君が去年の段階で、借りている畑がごっそり無くなりまして、園地を探しているということで、案内を持って行ったところ買うことになりました。問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 31 から 33 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 31 から 33 について、一括して説明します。

番号 31、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「344 m²」、外 1 筆、計「692 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 32、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「385 m²」、外 2 筆、計「2,243 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 33、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「604 m²」、外 2 筆、計「4,232 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 それでは順番に説明していきます。

まず番号31番ですが、所有権を移転する売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、毎年、〇〇〇〇の生産者大会で表彰をもらう、とても仕事熱心な方です。今回、家庭の事情により一部畑を処分することになりました。

所有権の移転を受ける買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、一昨年〇〇〇〇をされていたりなど、ご両親と熱心に農作業に励まれております。

この畑は「〇〇〇〇」さんの畑の隣接園ということで話がまとまって

おります。何ら問題はありませんので、よろしくお願いします。

次に 32 番を説明させていただきます。

所有権を移転する売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、今は〇〇〇〇に住んでおられまして、農業はされておられません。〇〇〇〇にある畑は全て処分を考えられておりました。

所有権をの移転を受ける買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇をされており、大規模にみかん作りされております。

この畑につきましては耕作人がなかなか見つからずに、廃園になりそうな感じだったんですけど、「〇〇〇〇」さんが買って耕作してくれるということになりました。大変助かっております。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

最後に 33 番の説明をさせていただきます。

所有権を移転する売り手「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、今は農業をされておられません。所有権の移転を受ける買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、奥さんは勤めに出られておりまして、1 人でみかん作りはされておるんですけど、おそらくもうすぐ息子さんが帰られるのではないかと思います。

この畑は、昨年までは別の方が作られておったんですけど、今年で契約が切れるということで、「〇〇〇〇」さんが買い手を探していたところ、「〇〇〇〇」さんの畑が臨接園だったことから今回の運びとなっております。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 34 から 35 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 34 から 35 について、一括して説明します。
番号 34、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、

現況「樹園地」、面積「859 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 35、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,272 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

11番 それでは、番号 34 と 35 の説明をいたします。

所有権を移転する者、先ほどから名前が出ている「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方が家庭の事情でと申しましたが、実は「〇〇〇〇」さんは奥さんと 2 人で営農されております。お父さんはご存命なのですが、もう高齢なので山にはほとんど行っておりません。息子さんもおられますが、聞いたところ帰られる予定はないということです。

その奥さんが実は体調を崩しまして、今後「〇〇〇〇」さん 1 人での作業となりそうなので、今回かなりの畑を渡したり、貸したりするようなことになっております。

買い手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。ご両親と 3 人で営農されております。

この畑は隣接園地ということで「〇〇〇〇」さんが買うということになりました。問題はないと考えます。

続きまして 35 番、所有権の買い手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、お父さんと 2 人で営農されております。

この園地は、実は「〇〇〇〇」さんともう 1 人の方が、共同で園内道を入れた畑なんですけれども、共同で園内道を入れた方が、ちょっと買うことができないと断られたということで、知り合いの「〇〇〇〇」さんの方に話がいきまして、この話がまとまっております。問題はないと考えます。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 36 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 36 について説明します。
 所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「708 m²」、外 1 筆、計「1,008 m²」。
 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
 以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 番号 36 について説明します。
 売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で〇〇〇〇出身、現在は〇〇〇〇にお住まいです。数年前にご両親から相続された園地を整理されているということです。
 買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、ご夫婦で農作業をされています。農繁期にはアルバイトの方を数名雇われているということです。
 問題ないと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 37 から 38 について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 37 から 38 について、一括して説明します。

番号 37、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「222 m²」、外 2 筆、計「2,009 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 38、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「552 m²」、外 1 筆、計「1,282 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

14 番

37 番、38 番の所有権を移転する「〇〇〇〇」さんは、高齢になられたために農地を処分されようとしております。

37 番の所有権の移転を受ける「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、最近少しずつ農地を広げて、平坦な土地を求めて広げておられましたが、山の方でもしやすい土地を求めておられました。

「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、お父さんと一緒に農作業されたりしながら、ずっと土地を広げたりしております。

共に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

議長

続きまして、番号 39 について事務局の説明を求めます。

事務局

番号 39 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹

園地」、面積「349 m²」、外2筆、計「4,155 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

11番 それでは39番について説明いたします。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんはだいたい同じくらいで65歳だと思います。

この件につきましては、「〇〇〇〇」さんが農業委員会の方に来られた際に、相談に乗ってあげてほしいと事務局より電話があったのが始まりでした。

前から「〇〇〇〇」さんが作ってこられたところを、「〇〇〇〇」さんが相続しましたが、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇におられるものですから、相続の関係でこちらに帰られたときに「〇〇〇〇」さんと会って相談したらどうですかと私が言って、結果〇〇〇〇で買うというこのような手続きになりました。

畑につきましては、1行目の「〇〇〇〇」は、〇〇〇〇の裏の暗いところで、桃の木がポツンと真ん中であって、周りから竹が生い茂っているような感じでした。2行目と3行目につきましては、今は看板を下ろされている〇〇〇〇のところから入って、ずっと上あがって終点のところですが、ここにつきましてはイヨカンがまだ生っていて、少し荒れているような感じでした。あっせん会議のときにも、きれいに作られていますかと質問が出ましたが、「〇〇〇〇」さんは作れていますと答えていました。

〇〇〇〇で話ができておりますし、息子さんもおられて、山に行ってやりよりますので、どうかよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第22号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）を上程します。
番号65について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第22号について説明します。
番号65、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「500㎡」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇出身で、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに養子に入っていて、相続した土地を「〇〇〇〇」さんが作るということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 （意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なく承認）

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号66について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号66について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「715㎡」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 66 について説明いたします。
大谷さんは、体の調子が悪いということで、この園地は道路に面しております、〇〇〇〇であります「〇〇〇〇」さんが作るということになりました。
何らも問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 67 から 71 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 67 から 71 について、一括して説明します。
番号 67、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,876 m²」、外 9 筆、計「5,822 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
番号 68、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,602 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
番号 69、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「431 m²」、外 4 筆、計「3,296 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
番号 70、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,225 m²」、外 11 筆、計「9,926 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 71、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,000 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

7 番

それでは 67 番から順番に説明いたします。

67 番、貸借権を設定する「〇〇〇〇」さんは、ご高齢の〇〇歳ということで、身体の方もなかなか悪く、一時期は農作業ができていないような状況にありました。今回、面積を減らしていきたいということです。

設定を受ける者「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇で 2 年間研修生として頑張ってこられて、この 4 月より新規就農という形で就農されました。「〇〇〇〇」さんの方に研修生として入っていたので、今回の農地は全部で 6 反ほどと多いんですけれども、「〇〇〇〇」さんが、自分で管理しておりまして、色々分かっているのも、何も問題ないと思います。

次 68 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。「〇〇〇〇」さんの方も少しずつ面積を減らしていきたいということです。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、現在管理している園地の隣接ということで、「〇〇〇〇」さんは親御さんと 3 人で営農されている状況で、非常に頑張っておりますし、少しずつ面積も拡大していきたいということで、今回あたるような形になりました。これも全く問題ないと思います。

続いて 69 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。こちらの方は去年ぐらいに少し怪我をされて、なかなか農作業をできないような状態になりました。この度、この農地に関しては「〇〇〇〇」さんが新規就農で、先ほど説明したとおりなんですけれども、こちらの園地の方を管理したいということで申し出て、意見が一致しましたのでこのような形になりました。こちら何も問題ないと思います。

70 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。身体を悪くして、今は人を雇って営農されているような状況ではあるんですけれども、この度、設定を受ける「〇〇〇〇」さんなんですけれども、〇〇歳ということで、令和 6 年、7 年とみかんアルバイトということで、この「〇〇〇〇」さんの園地でお手伝いという形でされておりました。アルバイトという経験

の中で就農していききたいというような希望を持たれるようになりまして、「〇〇〇〇」さんとお話した中で、「〇〇〇〇」さんも少しずつ農地を減らしていききたいと、片や就農希望ということで、「〇〇〇〇」さんの方が農家としてやっていききたいというような形で意見が一致しまして、このような運びとなりました。こちら何も問題ないと思います。

最後 71 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、設定を受ける方は「〇〇〇〇」さん〇〇歳、先ほどと同じ方です。

「〇〇〇〇」さんの方もご高齢ということで、何年か前に怪我をされて以降、思うように身体も動かないということで、今回少しずつ面積を減らしていききたいという中で、「〇〇〇〇」さんの方に話がいききました。「〇〇〇〇」さんの方にも「〇〇〇〇」さんは研修時代に一緒に研修に入っていましたので、「〇〇〇〇」さんのこの園地に関しても、「〇〇〇〇」さん自身、しっかり分かっているんで、こちらのほうも何も問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 72 から 75 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 72 から 715 について、一括して説明します。

番号 72、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「4,099 m²」、外 1 筆、計「4,151 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 73、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,934 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」

〇)、賃貸借「〇〇〇〇〇」。

番号 74、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,963 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇〇」。

番号 75、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「346 m²」、外1筆、計「6,677 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは72番から75番まで説明いたします。

72番、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇〇」さんの案件が、72、73、74とあります。これは「〇〇〇〇〇」さんは、73番に出てくる「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳の所で研修をされて、今回、就農という形を取るにあたっての農地のあっせんです。

「〇〇〇〇〇」さんのこの農地は小作に出されていた農地で、小作の農地が返ってきて、「〇〇〇〇〇」君に渡すという形になりました。問題ありません。

また、「〇〇〇〇〇」さんは、一緒に作業した園地ですので何ら問題はありません。

74番、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳。「〇〇〇〇〇」さんの園地は、元々「〇〇〇〇〇」さんが借り受けて、「〇〇〇〇〇」さんと一緒に苗木を植えられた園地ですので、何ら問題はないと思われます。

また、75番、「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳、借り手は「〇〇〇〇〇」さん。これも小作に出されていた園地が返ってきて、作り手を探したところ、「〇〇〇〇〇」さんが直ぐに手を挙げられて、作りますということで話が決まっております。何ら問題ありません。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 76 から 79 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 76 から 79 まで一括して説明します。
 番号 76、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,523 ㎡」、外 2 筆、計「3,310 ㎡」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
 番号 77、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,506 ㎡」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
 番号 78、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「88 ㎡」、外 1 筆、計「2,155 ㎡」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
 番号 79、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「943 ㎡」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
 以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 76 番から 79 番まで説明させていただきます。
 この 4 園地は全て、去年「〇〇〇〇」さんの旦那さんが入院するからといって、1 年間だけ作ってくれということで〇〇〇〇に相談のあった園地です。残念ながら、旦那さんが帰らぬ人となりましたので、その流れでそのまま小作してもらっている感じになっております。
 76 番の「〇〇〇〇」さんは、先ほど〇〇〇〇の説明にもあったとおり、「〇〇〇〇」さんの元で研修した新規就農者です。
 77 番、「〇〇〇〇」さん、78 番、「〇〇〇〇」さん、79 番、「〇〇〇〇」

○」さんは、それぞれこの園地の隣接園を耕作している園主さんで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 80 から 81 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 80 から 81 まで一括して説明します。

番号 80、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,021 m²」、外 1 筆、計「2,429 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 81、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「622 m²」、外 1 筆、計「2,873 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 それでは 80 番から説明していきます。

まず 80 番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で〇〇〇〇に住んでおられまして、この畑は昨年まで「〇〇〇〇」さんの妹さんが作られておりましたが、高齢のため耕作が難しいということで、借り手を探しておられました。

この畑は道路にも面しておられまして、条件も悪くないということで、「〇〇〇〇」が研修園として借り受けてくれるということになっております。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

次に81番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で農業はされておられません。借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳、〇〇〇〇出身で、母親の実家が〇〇〇〇ということで、2年前より研修生となり、今年就農いたしました。

この畑は昨年までは「〇〇〇〇」の研修園として管理されておりましたが、今回「〇〇〇〇」君が就農するにあたり、「〇〇〇〇」君が作るようになっております。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇上がりということで、体力もありますし、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 82 から 83 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 82 から 83 まで一括して説明します。

番号 82、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「462 m²」、外 1 筆、計「557 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

番号 83、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,239 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは 82 番、83 番を順に説明します。

まず 82 番、「〇〇〇〇」さん、これは先ほどから〇〇〇〇の案件で出てきております「〇〇〇〇」さんのお父さんに当たられる方です。この畑も「〇〇〇〇」さんが作られておりましたが、先ほど申した家庭の事情により、「〇〇〇〇」さんが作るようになっております。

「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、父母と 3 人で営農しております。お父さんは〇〇〇〇「〇〇〇〇」さんであります。

この畑なんですけれども、谷間の方にありまして、谷あいでは日当たりがよくなって、条件があまり良くなく、割と借り手はいなかったのですが、「〇〇〇〇」さんは隣接園で、この畑を通らないとモノラックが上の畑に上がれないということで、使用貸借ということで耕作することになりました。

続いて 83 番、「〇〇〇〇」さん、実はこの案件も先ほど言った「〇〇〇〇」さん絡みと言いますか、「〇〇〇〇」さんは、旦那さんが亡くなってから園地を全部貸し出しておいて、「〇〇〇〇」さんの親戚の「〇〇〇〇」さんが作られておった畑なんです、これも「〇〇〇〇」さんが今回手放し耕作を辞めるということで、耕作者を探しておりましたが、近隣の畑の方からは手が挙がらず、そこで「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、I ターン就農者であります。I ターン就農者は割と条件の良い畑が少ない経営だったんですが、それでちょっとでも条件の良い畑を毎年探しておられる「〇〇〇〇」さんの手を挙げられまして、この方が耕作することになりました。

問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 84 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 84 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹

園地」、面積「3,575 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 貸借権を設定する者の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳の高齢で、息子さんが亡くなられて耕作できない状況です。貸借権の設定を受ける者の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇卒業後に就農して、若くてやる気満々ですので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号 85 から 87 について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 85 から 87 まで一括して説明します。

番号 85、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,232 m²」、外1筆、計「2,060 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

番号 86、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,051 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

番号 87、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「951 m²」、外3筆、計「3,984 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

18番

それでは、85番について説明します。

「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇代後半、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

これは、地元出身の「〇〇〇〇」君が作るということで、話がまとまっております。何ら問題がありませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、86番ですが、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、そして「〇〇〇〇」。

これも高齢ということで、〇〇〇〇さんが作るということで、話がまとまっております。よろしくお願いいたします。

87番、「〇〇〇〇」〇〇歳、「〇〇〇〇」代表の方が〇〇歳です。

「〇〇〇〇」さんが〇〇歳で、地元の〇〇〇〇の土地でありまして、〇〇〇〇さんが今まで作ってきたんですけど、なかなかみんな手一杯ということで、ちょっと地区外の方に声をかけたところ、ギリギリ廃園にならずに済みましたので、話がまとまっております。

以上3点、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することといたします。

議 長

続きまして、番号88から90について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号88から90までありますが、こちらは旧基盤法による貸借の期間が満了し、同じ内容で農地中間管理機構を通した契約に変更する貸借の契約です。

新たに機構を通した貸借に変更することにはなりますが、契約内容に

大きな変更はなく、軽微な変更のみで、引き続き耕作を延長するという内容ですので、これまで通りあっせん会議と総会での地元委員の説明は省略させていただき、こちらの報告のみとさせていただきます。

以上です。

議 長 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第4号について説明します。
番号 20、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「500 m²」、外1筆、計「1,500 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」、貸借人「〇〇〇〇」、解約の理由は、売買に変更するためであります。
以降の案件は、報告のため説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

(休 憩)

議 長 続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 16時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年5月7日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 西 川 一 吉

議事録署名人 樋 田 都